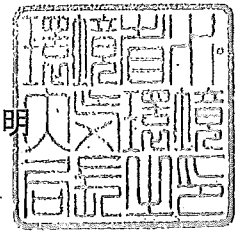


平成 24 年 12 月 17 日

福島県双葉町長 井戸川 克隆 様

環境省水・大気環境局長

小林 正明



中間貯蔵施設の現地調査に係る質問事項について（回答）

平成 24 年 11 月 16 日付けで送付された標記の件について、平成 24 年 12 月 7 日に行った打合せの結果を踏まえ、別紙のとおり追加回答します。

(別紙)

双葉町長の中間貯蔵施設の現地調査に係る質問事項についての追加回答

1. 事故の責任がないのに、なぜ双葉町が受け入れなければならないのか。理由を立証すること。

中間貯蔵施設については、放射性物質の影響、地震や津波といった災害発生リスクを勘案し、万全な安全確保対策を講ずることとしています。施設の設置場所については、現在の国の案では、結果として、最も御苦勞されている地域に除去土壌等を搬入することになり大変心苦しいですが、施設を設置する土地には正当な補償を行うことに加え、施設に併設する研究施設等の設置その他の復興や地域振興につながる措置の検討・実施も行う予定ですので、その点について御理解をいただきつつ、調査や施設の設置に向けた具体的な議論をさせていただきたいと考えています。

双葉町において、中間貯蔵施設を受け入れなければならない、又は、その義務がある、と考えているわけではありませんが、中間貯蔵施設は、除染を推進し、双葉町はもとより福島県全体の復旧・復興を果たすためにも、速やかな設置が必要と考えています。そのため、以下の6点に加え、山側は排水処理施設の整備が大規模になるとともに、影響範囲も拡大するため、海沿いの地域を選定することが妥当と判断し、双葉地方の3町に設置についての検討のお願いをしているところです。

- ①各地から除染土壌や指定廃棄物等を効率的に搬入するため、これらが高濃度・大量に発生する地域になるべく近いこと
- ②除染に伴う土壌や廃棄物の搬入、分別、減容化、貯蔵等に必要な敷地面積を確保すること
- ③主要幹線道路（国道6号線、常磐道）へのアクセスが容易であること
- ④地震や津波、地滑りなどの自然災害に備えるため、断層や浸水域、地滑り地、軟弱地盤を避けること
- ⑤河川の流れの変更等を最小限とすること
- ⑥設置自治体の負担を軽減することや搬入車両による交通渋滞を防止すること

また、線量の高い地域で発生したものを線量の低い地域に運び込むよりは、線量の低い地域で発生したものを線量の高い地域に運び込み、集中的に管理することが放射線管理上適切と考えています。

このように、双葉地方の3町に設置についての検討のお願いをすることとなった経緯について、当省内で議事録を残すような会議は開催していませんが、公の場における議論の経過を申し述べれば、まず昨年10月に、放射性物質により汚染された大量の除去土壌等の安全管理を一元的・集中的に行うことの重要性等を考慮して、都道府県毎に、その区域内から発生する除去土壌等の保管施設を1箇所程度確保するとの基本的考え方を示し、福島県や関係市町村に対して御説明しました。次に、昨年12月に行われた、「福島県及び双葉地方電源地域政策協議会」への御説明の中で、上記の基本的考え方を踏まえ、

ア) 除去土壌等が大量に発生する地域に近いこと

イ) 追加被ばく線量が年間100mSvを越すような地域がまとまって存在すること

ウ) 地盤などの安全性や環境配慮

という3つの観点から、双葉郡8町村での設置についての検討をお願いさせていただきました。さらに、本年3月、「双葉地方町村、福島県と国との意見交換会」において、

a) 除染に伴う土壌や廃棄物の搬入、分別、減容化に必要な敷地面積を確保すること

b) 各地から土壌や廃棄物を効果的に搬入するため、これらが大量に発生する地域になるべく近いこと

c) 国道6号線や常磐自動車道等の主要幹線道路へのアクセスが比較的容易であること

d) 地震・津波や地滑りなどの自然災害に備えるため、断層や浸水域、地滑り地、軟弱地盤を避ける必要があること

e) 河川の流れを変更することはできるだけ少なくすること

という要件を満足する地域として、双葉町の福島第一原子力発電所の北側のエリア、大熊町の福島第一原子力発電所の南側のエリア、楡葉町の福島第二原子力発電所の南側のエリアという環境省の考えをお示ししたところです。

施設設置により、双葉町の復興の道を閉ざすことがないよう、時間がかかることにはなりますが、双葉町の将来計画について、政府としては復興庁を始めとし関係省庁と連携を取りながら、環境省としても最後まで実現に向けて全力を挙げて取り組む所存ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

2. 東電の無主物の考えに納得できない、誰が事故の責任を取るのか。

「誰が事故の責任を取るのか。」という御質問については、当然、汚染原因者として東京電力が事故の責任を負っていると考えています。

事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関しては、放射性物質汚染対処特措法の基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）において、東京電力が一義的な責任を負っていると明記しています。他方、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、事故由来放射性物質による人の健康や生活環境への影響を速やかに低減するために、東京電力任せにせず、自らの責任で除染等の対策を講じていますが、それに要した費用はすべて東京電力に求償することとしています。

国が中間貯蔵施設の設置を含め、除染の実行者・責任者となることで、東京電力の責任が曖昧になるとの御指摘はしっかりと受け止め、放射性物質汚染対処特措法の施行の中で、環境省としても着実に取り組んでいく所存です。

3. 最終処分場はどのようになっているのか。同時進行で実施すること。

除染に伴って排出される土壌や廃棄物には、濃度の高いものが含まれ、またその量が膨大であることから、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいと考えており、まずは、除染の進捗状況や減容化技術の開発状況等を踏まえて、ある程度時間をかけて検討していくことが必要です。

そのため、当面は、中間貯蔵施設の調査等と並行して、併設する研究施設の基本構想の策定、設置場所の検討・調整、整備を進めていく予定です。

具体的には、当省において、除染等の新技術の開発支援や同様の技術の普及、それによる処理の推進に資することを目的として、除染技術実証事業を行っており、土壌や廃棄物の減容化に関する技術についても評価の対象としていところ。さらに、中間貯蔵施設に併設する研究施設等の付帯施設に係る在り方を検討するための費用を、平成 25 年度予算概算要求に盛り込んでいるところ。このように、まずは、放射性物質の除去技術や減容化技術等についての知見を蓄積するとともに、併設する研究施設の具体化を図ることに重点を置いて取り組んでいきたいと考えています。

これらに加え、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了する旨を、福島復興再生基本方針（閣議決定）で明記するとともに、この担保を更に強めるため、法制化することとしています。

4. 双葉郡内のバランスが良くない。

電源立地交付金や地方交付税交付金の交付額のバランスと中間貯蔵施設の関係性についての御指摘と解しますが、中間貯蔵施設については、1. の回答の経緯のとおり、設置について検討をお願いさせていただいているところです。

双葉町の皆さまにおかれましては、事故に伴う避難が長期に及び、今後の復旧・復興等についても大変な御負担・御心配をおかけしているところであり中間貯蔵施設という新たな御負担をお願いすることは大変心苦しいと考えています。

中間貯蔵施設に必要な用地については、公共施設用地として、国が定める損失補償基準に基づく補償を関係する土地所有者等に対して行うこととしていますが、このほかにも、施設設置自治体に対する更なる支援措置について、双葉町の御要望もお聞きしつつ、検討したいと考えています。

5. 賠償が片付いていないのに片方だけを進めるのはおかしい。

双葉町はもとより福島県内の除染を一刻でも早く進め、復旧・復興の目途をつけるためにも、中間貯蔵施設の設置は不可欠であると考えており、議論を進めていくことが必要と考えています。

一方で、賠償については、本年7月24日に東京電力株式会社が「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を取りまとめ、双葉町において、本年8月23日から9月10日までこれに係る住民説明会が開催されたと聞いているところです。今後、これらの中で中心的な位置付けである宅地に係る財物賠償が実際に行われていくものと承知しています。また、農地や山林の賠償を始めとした残された論点についても、順次、議論が進んでいくものと認識しています。環境省としては、賠償の議論が促進されるよう、福島県、資源エネルギー庁、東京電力等の関係者と情報交換しているところですが、並行して、住民の皆さまの健康の保護や生活環境の保全のための除染・中間貯蔵施設の議論も加速できるように努めていきたいと考えています。

6. 30年後の姿を図絵に示すこと。

中間貯蔵施設については、今後、必要な安全対策について整理していく予定ですが、併せて、除染・廃棄物関係研究施設や情報公開施設等の施設を適切に配置するための検討も行い、地元の復興に対して寄与してまいりたいと考えています。

また、原子力災害からの福島復興・再生を図るため、関係省庁が連携しながら関連施策を着実に実施することで、住民の皆様の帰還意識の高揚につながるよう努めていきます。

さらに、これらの措置と併せて、中間貯蔵施設の廃止や跡地利用の在り方等についても地元の皆さまとよく相談して検討を進めていきたいと考えています。

以上のことを通じて、原子力発電所の事故に伴い、大変な御負担をおかけし、

また、中間貯蔵施設の受入れでさらに御負担をお願いすることとなる双葉町の復興が着実になされるよう対処してまいりたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

7. 双葉町を人の住めない町にできない。

中間貯蔵施設については、町の復興計画との関係を踏まえ、町の復興に資するよう、地元の皆さまとよく御相談させていただきたいと考えています。

今回、国が設置の検討をお願いしている中間貯蔵施設とは異なりますが、原子力施設については、周辺住民等の健康・安全を確保するため、周辺監視区域の外側で実効線量が1 mSv/yを超えないようにすることとされています。中間貯蔵施設には、この線量限度の適用はないものの、環境省が行った試算によれば、4万 Bq/kgの除去土壌等を貯蔵したときに当該除去土壌等から受ける線量は、30cmの覆土を行うことで、貯蔵場所の直上においても0.2 mSv/y程度まで低減されるという結果となっています。中間貯蔵施設はバックグラウンドの線量が高い地域に設置されることが想定されるため、中間貯蔵施設の敷地内でも周辺の影響を受けてしまうことが考えられますが、周辺地域は別途除染によって線量を下げていくこととしており、国としては、中間貯蔵施設の設置と施設周辺の除染を並行して進めていきたいと考えています。

もちろん、中間貯蔵施設について、様々な機会を活用して丁寧に説明を行うとともに、必要な情報を広く積極的に発信し、風評被害の未然防止にも努めていきます。

さらに施設の建設及び維持管理に当たっては、有識者による検討を行いつつ、環境影響・安全性評価等を行い、その結果に応じた適切な措置を行ってまいります。中間貯蔵施設の設置場所周辺への影響をできる限り少なくしていきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、原子力施設について、敷地境界からの離隔距離に関する基準はありませんが、中間貯蔵施設の安全確保策は、上記のとおり今後有識者による検討を含めて行い、整理していく予定です。

8. 双葉町がこの事故で苦しんでいることをどう思っているのか。

双葉町の皆さまにおかれましては、事故に伴う避難が長期に及び、今後の復旧・復興等についても大変な御負担・御心配をおかけしているところであり、中間貯蔵施設という新たな御負担をお願いすることは大変心苦しいと考えてい

ます。

双葉町、双葉郡及び福島県全体の復旧・復興を図るためには、除染を迅速に進めていくことが重要であると考えています。そのためには、中間貯蔵施設の設置は不可欠であると考えており、高濃度の除去土壌等が大量に発生する地域になるべく近いこと等の理由から、双葉町を含めた3町への設置についての検討をお願いしているところです。こうした御説明が、双葉町に犠牲を強いているように聞こえる、との御指摘は重いものであると受け止めています。しかしながら、除去土壌等を最終処分完了まで30年もの長きに渡って、確実に保管・管理するためには、一定地域での集中管理が適切なものと考えており、御理解いただきますようお願いいたします。中間貯蔵施設の設置が双葉町の復興の計画やまちづくりと整合したものとなるよう、また、将来の希望を閉ざすものとならないよう、環境省としても検討していく所存です。